

## 御代田町電子入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、御代田町が発注する建設工事等に係る入札において、電子入札を実施することに関し、御代田町財務規則（昭和54年御代田町規則第5号。以下「規則」という。）及び御代田町建設工事等入札制度合理化対策要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを用いて行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

### (電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務のうち、御代田町建設工事等請負人選定委員会を経て指名競争入札を行うもの。
- (2) 委託業務のうち、一般競争入札を行うもの。

### (入札の公告等)

第4条 予算執行者は、電子入札により入札を実施するときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）においてその旨を指定し、規則第105条に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (2) その他電子入札に関し必要な事項

2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その他の方法により通知を行うことができる。

### (利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

### (予定価格等の登録)

第6条 予算執行者は、電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格

を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 予算執行者は、最低制限価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書並びに工事費内訳書(以下「電子入札書」という。)を電子入札システムにより、公告等で指定した日時(以下「電子入札書受付締切日時」という。)までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定による電子入札書の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

- 3 第1項の規定により提出された電子入札書の差替え、変更又は取消しは、認めない。

(紙入札)

第8条 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札方式参加申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承諾を得て、紙入札により入札手続きを行うことができる。

(1) ICカードが失効、破損等又は登録内容変更のため、ICカードの再取得手続き中の場合

(2) 電子入札システムの通信障害等により、電子入札が困難な場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めた場合

- 2 前項の規定により紙入札での参加が認められた者は、当該入札案件について、電子入札へ移行することはできないものとし、紙入札書(様式第2号)の提出をもって電子入札書の代替とする。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、指名通知受理後に当該入札を辞退するときは、電子入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札での参加を認められた者は、紙による入札辞退届を提出することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札書受付締切日時までに、第7条に規定する電子入札書の記録が確認できなかったときは、当該入札に対する辞退があったものとみなす。

(開札)

第10条 入札執行者は、公告等で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

- 2 紙入札による入札者があるときは、紙入札書を開札し、入札書記載金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載が無い場合又は判読ができない場合は、入札執行者が任意の電子くじ番号を登

録できるものとし、紙入札による入札者は登録された電子くじ番号について異議を申し立てることはできないものとする。

(入札の無効)

第 11 条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(落札者等の決定)

第 12 条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるとき等、これによることができない場合は、別途通知するものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第 13 条 入札執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合には、落札決定を保留するものとする。この場合においては、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるとき等、これによることができない場合は、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第 14 条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、電子入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への実施変更若しくは入開札の中止等必要な措置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、御代田町ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行し、同日以後に公告等をした入札から適用する。

(設備等の準備期間における経過措置)

2 この告示の日から、令和 9 年 3 月 31 日までの間、入札参加者は、第 8 条の規定にかかわらず、紙入札により入札手続を行えるものとする。